

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第3編 租税特別措置法関係 第87条の6 輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税 第3項関係 3 「輸出しないとき」の意義 輸出酒類販売場において免税酒類を措置令第46条の8の2第3項第1号《輸出酒類販売場における免税販売手続等》に掲げる方法により購入した免税購入対象者が、本邦から出国する際に当該酒類を所持していなかった場合には、原則として、措置法第87条の6第3項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》に規定する「当該酒類を輸出しないとき」に該当することに留意する。	別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第3編 租税特別措置法関係 第87条の6 輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税 第3項関係 3 「輸出しないとき」の範囲 輸出酒類販売場において免税酒類を措置令第46条の8の2第3項第1号《輸出酒類販売場における免税販売手続等》に掲げる方法により購入した免税購入対象者が、本邦から出国する際に当該酒類を所持していなかった場合には、原則として、措置法第87条の6第3項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》に規定する「当該酒類を輸出しないとき」に該当することに留意する。 <u>ただし、免税購入対象者が本邦から出国する際に、その出港地を所轄する税関長に対し次の書類のいずれかを提示した場合で、当該酒類を輸出したことが当該書類により明らかとなきものは、同項に規定する「当該酒類を輸出しないとき」に該当しないものと取り扱って差し支えない。</u> <u>なお、免税購入対象者が免税購入対象者でなくなる場合において、そのなくなる時におけるその者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長に対して当該書類を提示し、そのなくなる時まで当該酒類を輸出したことが当該書類により明らかとなきも同様とする。</u> (1) <u>輸出許可書又はその写し</u> (注) <u>電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）第3条《情報通信技術活用法の適用》の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して輸出申告し、輸出の許可があったものにあつては、「輸出許可通知書（輸出申告控）」又は「輸出申告控」及び「輸出許可通知書」が輸出許可書に該当するものとする。</u> (2) <u>万国郵便条約第1条《定義》に規定する小包郵便物又はEMS郵便物（以下「小包郵便物等」という。）として当該酒類を輸出する場合（当該輸出の時における輸出される資産の価額が20万円以下であるとして関税法第76条第1項《郵便物の輸出入の簡易手続》の規定の適用があるものの輸出に限る。）に日本郵便株式会社から交付を受けた当該小包郵便物等の引受けを証する書類及び当該小包郵便物等に貼り付け又は添付した次に掲げる事項が記載された書類の写し</u> <u>イ 当該酒類を輸出する者の氏名及び住所又は居所</u>

改正後	改正前
	ロ <u>当該酒類の品名並びに品名ごとの数量及び価額</u> ハ <u>当該酒類の受取人の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所等の所在地</u> ニ <u>日本郵便株式会社による当該酒類の引受けの年月日</u> (3) <u>万国郵便条約第1条に規定する通常郵便物として当該酒類を輸出する場合（当該輸出の時における輸出される資産の価額が20万円以下であるとして関税法第76条第1項《郵便物の輸出入の簡易手続》の規定の適用があるものの輸出に限る。）に日本郵便株式会社から交付を受けた当該通常郵便物の引受けを証する書類で(2)ロに掲げる事項に係る追記をしたもの</u> (4) <u>(2)又は(3)に掲げる書類に準ずる書類（(2)イからハまでに掲げる事項及び当該酒類の輸出を引き受けた者（貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第20条《許可》又は第45条第1項《許可》の規定による許可を受けて同法第6条第1項第5号《登録の拒否》に規定する国際貨物運送に係る同法第2条第8項《定義》に規定する第二種貨物利用運送事業を経営する者に限る。）による引受けの年月日が記載されたものに限る。）</u>